

- ① 資源評価の専門用語の解説 . . . 1 頁
- ② さわら広域資源管理の取組 . . . 5 頁
- ③ 燧灘カタクチイワシの資源管理体制 . . . 7 頁
- ④ 沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸内海
広域漁業調整委員会指示 . . . 9 頁

資源評価の専門用語の解説

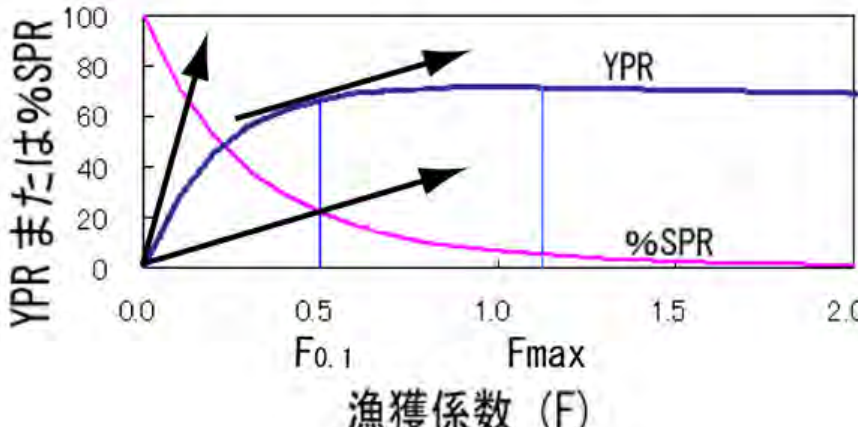
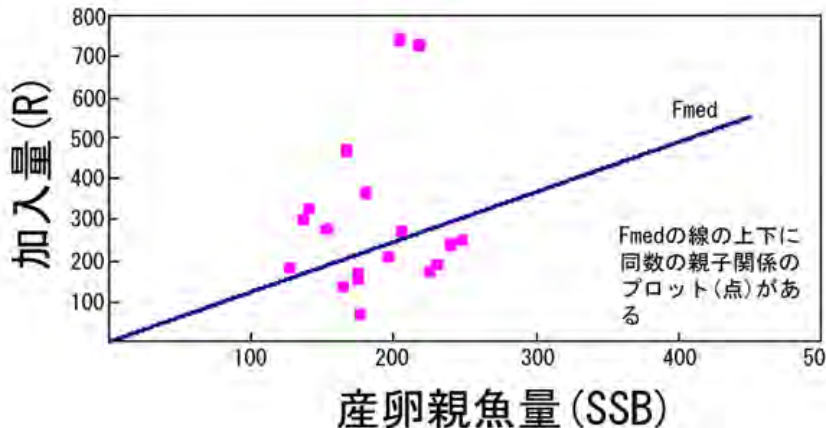
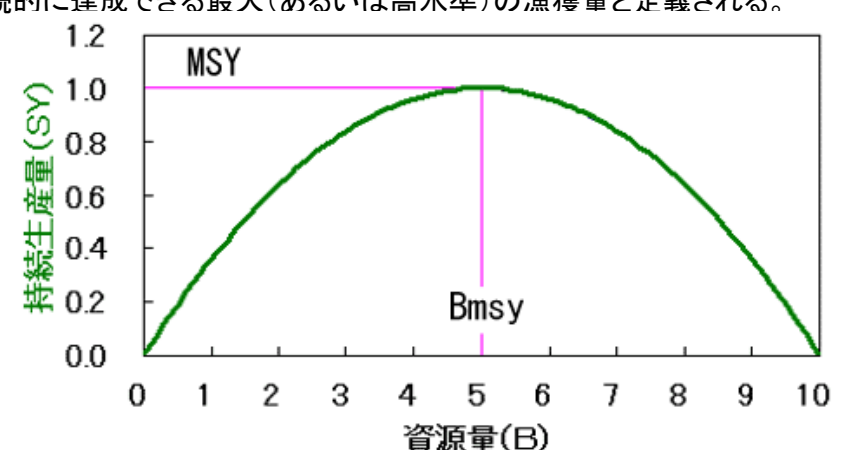
ABC	Allowable (またはAcceptable) Biological Catch 生物学的許容漁獲量 その資源について、現状の生物的、非生物的環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量(最大持続生産量)を目指そうとする場合に生物学的に最も推奨できる漁獲量。ここでは、原則としてABC算定のための基本規則に基づいて算定する。
ABClimit	ABCの上限値
ABCtarget	ABCの目標値 ABClimitの予防的措置
B	資源重量
Blimit	資源回復措置の発動がなされる資源量あるいは産卵親魚量の閾値
CPUE	Catch Per Unit Effort 単位(漁獲)努力量当たり漁獲量(資源量の指標)例:操業1日1隻当たり漁獲重量。
F	漁獲(死亡)係数 漁獲を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(人為的に管理可能)。
Flimit	資源生物学的に推奨されるFの上限値
Ftarget	確実な資源の維持・回復を期待する場合の目標となるF(Flimitの予防的措置)
Fcurrent	現在または現状のF
F0.1	YPR曲線において加入量当たり漁獲量の増加率が開発初期($F=0 \rightarrow \Delta F$)の $1/10$ となるF(図3)
Fmax	YPR曲線において加入量当たり漁獲量が最大となるF(図3) 
Fmed	再生産関係のプロットの中央値に相当するF(図4) 
Fmsy	MSYを達成するF(図2)

図3. 漁獲係数とYPR曲線・%SPR曲線の関係およびF0.1とFmax

図4. 再生産関係のプロットとFmed

Frec	①Fmsy(または代替値)をB/Blimitの比率で引き下げたFまたは②Bmsyへの回復に要する年数(個々の資源の状況に応じて設定)から求められる漁獲係数																
Fsus	仮定された再生産関係のもとで、資源の現状を維持する F																
M	自然死亡係数 被食や病気などの自然要因を死亡原因とした資源量の減少率の大きさを表す係数(人為的に管理困難)。																
MSY	<p>Maximum Sustainable Yield 最大持続生産量(図1)</p> <p>①狭義のMSYは、再生産曲線とYPRあるいはプロダクションモデルから導かれ、②広義のMSYは、その資源にとっての現状の生物学的・非生物学的環境条件のもとで持続的に達成できる最大(あるいは高水準)の漁獲量と定義される。</p>  <p>図1. 資源量と持続生産量(漁獲量)の関係</p>																
MSY水準	MSYを実現する資源量(産卵親魚量) 図1のBmsyに相当する資源量。																
N	資源尾数																
P	資源量水準																
R	加入量(加入尾数)																
RPS	Recruitment Per Spawning 再生産成功率 加入量を産卵親魚量で除した値(R/SSB) 自然要因で変動し、人為的に管理できない。卓越年級群の出現は他の年に比べて非常に高いRPSが原因である。																
S	産卵親魚量(SSB)																
SSB	Spawning Stock Biomass産卵親魚量(Sとも略記) ある資源における成熟個体の総資源量。																
SPR	Spawning Per Recruitment 加入量当たり産卵親魚量(SSB) データとして年齢別体重、成熟割合、自然死亡係数、年齢別選択率を用いる。人為的に管理可能である。管理目標が資源水準の維持ならSPR = 1/RPS、資源の回復を目標とするならSPR > 1/RPSとする。																
%SPR	漁獲がないとき(F=0)のSPRを100として漁業があるときのSPRの割合																
TAC	Total Allowable Catch 漁獲可能量																
TAE	Total Allowable Effort 漁獲努力可能量																
YPR	Yield Per Recruitment 加入量当たり漁獲量 人為的に管理可能。ある加入量(R)から漁獲量の最大化を目指す管理に用いられる。成長乱獲は防げるが再生産関係を考慮しない点の問題。データとして年齢別体重、自然死亡係数、年齢別選択率を用いる。																
Z	<p>全減少係数 $Z=F+M$</p> <p>全減少係数Zと生残率sの関係</p> <table border="1" data-bbox="335 1836 1404 1915"> <tr> <td>Z</td> <td>0</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>s</td> <td>100%</td> <td>82%</td> <td>67%</td> <td>55%</td> <td>45%</td> <td>37%</td> <td>14%</td> </tr> </table>	Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1	2	s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%
Z	0	0.2	0.4	0.6	0.8	1	2										
s	100%	82%	67%	55%	45%	37%	14%										

系群	資源の変動単位 遺伝的に他の生物集団と区別できる集団、あるいは遺伝的に区別できなくとも、産卵期、産卵場、分布、回遊、成長、成熟、生残など、独自の生物学的特徴を有する場合が多い。
漁獲努力量	漁獲のために投入された努力量 漁船数、操業日数、漁具数、曳網時間など。
漁獲割合	漁獲量／資源重量
単位努力量 当り漁獲量	CPUE(資源量の指標)
持続的漁獲 量(持続生 産量)	<p>Sustainable Yield あるFおよび漁獲開始年齢の下で持続的に達成される漁獲量(図2)</p> <p>図2. 再生産式(曲線)と持続生産量</p> <p>再生産曲線と交点を持つ任意のF(直線)で漁獲した場合、親魚の初期源量(O)に関わらず、図の水平線と垂直線に沿って、任意のFと再生産曲線の交点に収束するため、再生産関係が定常的なら加入量も生産量も持続的となる。この持続生産量を最大化するFがF_{msy}。交点を持たない非常に強いFの場合、資源は理論的に絶滅し持続的でない。</p>
資源量	ある系群の資源重量または資源尾数 資源重量はbiomass(B)、資源尾数はabundance(N)と表記することが多い。
資源量指数・資源密度指数	ある系群の資源量や資源密度を反映する指数 漁獲調査や漁業のCPUEを漁区ごとに累積したものが資源量指数、資源量指数を漁区数で除したものが資源密度指数。
資源水準	過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準
動向(資源動向)	資源量(資源量指数、漁獲量)の過去5年間の推移から「増加傾向・横ばい・減少傾向」に区分したもの。
加入	個体が成長して漁業の対象に加わること
加入量	漁獲開始年齢に達した資源量(通常は資源尾数で表す)
年級群(コホート)	ある年に生まれた資源 ブリ2000年級群などと表記
卓越年級群	他の年に比べて特に多い加入量を持つ年級群(相対的な基準)
コホート解析(VPA)	年齢別漁獲尾数と自然死亡係数(M)を利用して年齢別漁獲係数(F)と資源尾数(N)を推定する方法 資源量推定の代表的手法。
チューニングVPA	コホート解析において、年齢別漁獲尾数以外に資源量指数や漁獲努力量などの情報が得られている場合に、これらを利用して最近年のFを修正し、資源量推定値の不確実性を改善する方法。
漁獲効率	漁具に遭遇した魚群のうち実際に漁獲される尾数あるいは重量の割合
漁具能率	資源量のうち、単位(漁獲)努力量で漁獲できる割合
再生産関係	産卵親魚量(SSB)と加入尾数(R)の関係
漁獲圧	資源に対する漁獲の圧力 広義には、漁獲圧(漁獲の圧力)の強さをF(漁獲係数)で表す。

加入乱獲	成熟する前に強い漁獲がはたらき、次世代の資源が確保されず、持続可能ではないこと(種もみを残さないこと)。
成長乱獲	最大のYPRを実現するF(Fmax)を超えたFあるいは漁獲開始年齢の状態 経済的乱獲とも呼ばれる。
不確実性	水産資源の評価や管理において、あまり確からしくないこと。例: 資源量推定値の信頼区間が広いこと、産卵親魚量と加入量の関係が明瞭ではないことなど。
(資源)管理基準	特定の(資源)管理目標からABCを導き出す技術的な基準(ここで用いた記号は後の説明を参照)
乱獲行為	資源を成長乱獲または加入乱獲に導く漁獲行為
乱獲状態	強い漁獲により産卵親魚量が減りすぎたために加入量が減少して持続的でなくなっている状態
予防的(管理)措置	不確実性を考慮した資源管理 例えば、ABCtargetはABClimitの予防的なものである。すなわち、仮定した条件が正しくない場合でも、管理が失敗に陥らないように、予め定めた安全策を採用すること。

さわら広域資源管理の取組

1. 資源管理措置

(1) 漁獲管理

海域(灘)・漁業種類ごとの漁獲管理措置

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5 ~ 7/11) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25 ~ 6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
	はなつぎ網	漁獲量→年間 40 トンを上限
	さわら船曳網	漁獲量→年間 2 トンを上限
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16 ~ 6/15) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁 網目→ 10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1 ~ 9/30 →休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

海域の定義は別表のとおりとする。(略)

(2) 種苗放流

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は、(独)水産総合研究センターとの連携・協力の下で、サワラ種苗の共同種苗生産体制の構築に向け積極的に取り組み、健全種苗、適地、適正サイズの種苗放流を推進し資源造成に取り組む。

なお、種苗生産数量、中間育成等の詳細については、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会で定める。

(3) その他の資源管理措置

上記(1)及び(2)の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

2. さわら広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) 推進体制

さわら広域資源管理の適切な実施のため、サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会及びさわら検討会議による連携体制を構築し、漁獲管理と種苗放流を一体的に推進するとともに、広域的な資源管理のための協議・調整を行う瀬戸内海広域漁業調整委員会等と連携をとりつつサワラ資源の適切な管理を推進する。

(2) 実施状況等の把握

上記1の資源管理措置の実施状況を毎年把握するとともに、サワラを対象とする漁業の漁獲報告等により操業状況の把握を行う。

また、関係機関が連携して調査、モニタリングを行い、サワラ資源状況の把握を行う。

(3) 資源管理措置の見直し

上記(2)の結果を踏まえ取組を評価するとともに、必要に応じ1の(1)、(2)の資源管理措置の見直しを行う。

3. その他

(1) 資源管理指針・資源管理計画

平成24年度以降は、資源管理・漁業所得補償対策に伴う資源管理指針・資源管理計画体制の下で適切に資源管理を推進する必要があることから、さわら広域資源管理の内容を、資源管理指針やそれに基づく資源管理計画に的確に反映させることとする。

国は、府県からの資源管理指針の協議に際して、さわら広域資源管理の内容が適切に反映されるよう十分に注意しつつ対処するものとする。

(2) 委員会指示

さわら広域資源管理の実効性を確保するため、必要に応じて、瀬戸内海広域漁業調整委員会、海区漁業調整委員会等において委員会指示の設定を審議することとする。

(3) 漁獲努力可能量(TAE)の設定

漁獲努力可能量(TAE)は、資源回復計画に基づく漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために設定されてきた。

平成24年度からはサワラ資源回復計画による措置は、さわら広域資源管理に移行することから、さわら広域資源管理においても引き続きTAEを設定することとし、水産政策審議会(資源管理分科会)においてTAE設定を諮ることとする。

平成24年4月1日

さわら検討会議

燧灘カタクチイワシの資源管理体制

燧灘資源管理検討会

燧灘における資源管理の検討の場

瀬戸内海区水研、県水試
(燧灘研究グループ)

カタクチイワシ燧灘系群の資源評価
産卵時期の予想
脂イワシ発生メカニズムの解明
卵稚仔調査

等を実施

広島県
瀬戸内漁調、香川県
愛媛県

燧灘カタクチイワシ計画のフォロー
アップ
広域魚種の資源管理措置

等を検討

瀬戸内海全域での
カタクチイワシの
資源管理への
取組

・広域資源であるカ
タクチイワシ瀬戸内
海系群の資源管理
の取組を検討する。

漁業者を
バックアップ

指導・助言

資源管理指針・計画制度
(所得補償制度)を利用

漁連の関与

情報提供
意見交換

漁業者

関係漁業者による話し合い
資源管理措置の取組み、実効性の確
保の調整・検討
燧灘研究グループへ漁海況情報を提供

燧灘カタクチイワシ
資源管理協議会の
開催等

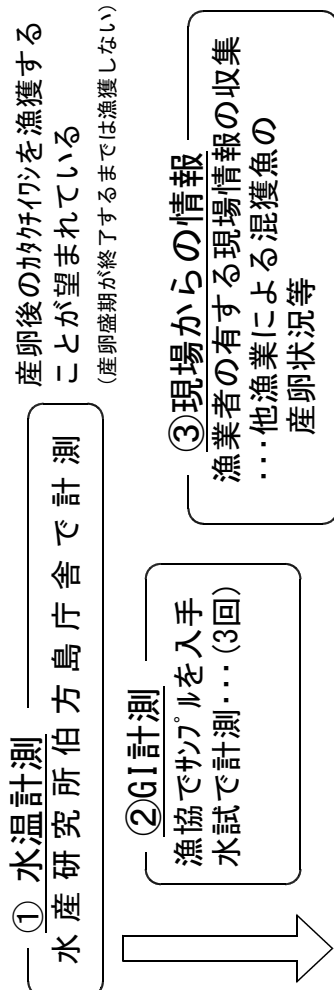
自立した資源管理措置の実施

燧灘での機船船びき網漁業（カタクチイワシ）の操業開始日決定手順

1月～3月の積算水温（瀬戸内海区水産研究所伯方島庁舎のデータ）：【1050℃を基準にA,Bのパターンのどちらからかで実施：【4月中旬頃、燧灘資源管理協議会で判断】

1050℃以上の場合

パターンA



燧灘カタクチイワシ資源管理協議会

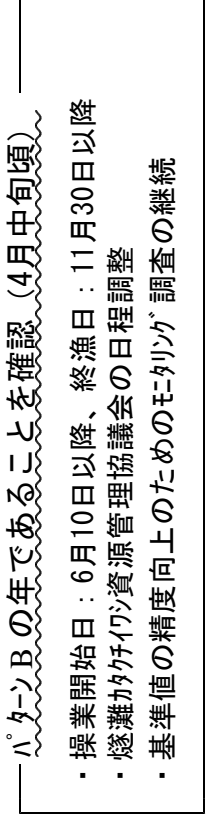
(水産研究所伯方島庁舎の水温が13℃に達した日から36日後)

①～③を基準に操業開始日等を検討…協議のうえ決定
行政研究担当者は①、②及び卵稚仔調査等の情報を提供するとともに科学的見地による意見を述べる

7. 各県の操業開始日及び終漁日
 1. 香川県、愛媛県の瀬戸内海機船船びき網のシラス漁への切り替え日
 1. 定期休漁日
 * 操業開始日等の決定に当たっては、漁業者は行政研究担当者からの情報及びカタクチイワシの産卵状況に関する意見を尊重し、国及び県の行政研究担当者においてはモニタリング基準値の精度向上、改良に努める。

1050℃未満の場合

パターンB



燧灘カタクチイワシ資源管理協議会

シラス漁への切り替え日等を検討…協議のうえ決定

7. 香川県・愛媛県の瀬戸内海機船船びき網のシラス漁への切り替え日
 1. 定期休漁日
 * 行政研究担当者は、①、②及び卵稚仔調査等の情報を提供するとともに、科学的見地による意見を述べ更なるモニタリング基準値の精度向上、改良に努める。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 原 一郎

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「瀬戸内海」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める瀬戸内海
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
 - ホ 法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項に規定する届出漁業又は都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業
 - ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業
 - ト 法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業

2 届出

- (1) 平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日の間に瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十五年十二月二十七日までに、あらかじめ瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。
- (2) 前号の届出は、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を經由する場合にあつては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添えて行う

ものとする。ただし、届出人が、当該届出に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、届出に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

- (3) 第一号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならない。
- (4) 前号に基づき変更の届出が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出人が、当該届出に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、届出に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。
- (5) 第一号又は第三号の届出は、届出人の住所の所在する府県ごとに、委員会事務局（以下「事務局」という。）である瀬戸内海漁業調整事務所に提出して行うものとする。

3 漁獲実績報告書

2の第一号又は第三号の届出をした者は、当該届出に係る漁業について、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあつては別記様式第五号）による漁獲実績報告書を平成二十六年四月三十日までに事務局に提出しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年十二月一日から平成二十六年四月三十日までとする。

5 特例

- (1) 委員会指示第二十号の2の第一号又は第二号に基づく届出は、この指示の2の第一号に基づく届出とみなす。
- (2) 委員会指示第二十三号（以下「承認制指示」という。）の2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の承認を受けた者については、この指示の定めにかかわらず、承認制指示の4に基づく漁獲実績報告書と併せ、同項に定める期限までにこの指示の3に規定する漁獲実績報告書を提出することができる。

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

下記により、沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 船舶総トン数

2 漁業の方法 曳き縄・はえ縄・釣り・その他（ ）

3 操業海域

4 操業予定時期

5 主な水揚げ市場（又は漁協）

6 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

都道府県確認印

- 備考
- 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
 - 2 漁業の方法は、該当するものに○印をつけること。その他については、（ ）に具体的な漁法を記入すること。
 - 3 操業海域は、S（瀬戸内海）と記入すること。

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所
 漁業協同組合名
 代表者の役職及び氏名
 印

下記の者が、沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、(関係書類を添えて)届出します。

記

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	届出者住所	使用する船舶			漁業の方法 曳き縄・はえ縄・釣り・その他	操業海域	操業予定時期	主な水揚げ市場(又は漁協)	届出者証明印	備考
		船名	漁船登録番号	船舶総トン数						

上記の届出者の漁船については、漁船登録原簿の内容と相違ないことを証明します。
 都道府県確認印

[備考]

- 1 漁業の方法は、該当するものを記入すること。その他については、具体的な漁法を記入すること。
- 2 操業海域は、S(瀬戸内海)と記入すること。
- 3 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業操業変更届出書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付けで届け出た沿岸くろまぐろ漁業操業届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後

2 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

都道府県確認印

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

漁業者の氏名又は名称	印
住所	
届出日	
使用船舶名	
漁船登録番号	
船舶総トン数	
漁業の方法	曳き縄・はえ縄・釣り・その他()

年	月	水揚げ市場 (又は漁協) *1	漁業の方法	操業海域 *2	漁獲量				
					鮮魚			養殖用種苗	
					4kg未満*3	4kg以上*3		尾数	1尾当 たりの平均 魚体重 (kg) *5
					総重量 (kg)	総重量 (kg)	水揚げ状態 *4		

(注)

- *1:「養殖用種苗」にあつては、漁獲後、最初に活け入れ、又は蓄養した漁場を管轄している漁協名を記入する。
- *2:操業海域は、S(瀬戸内海)と記入すること。
- *3:4kg上・下を仕分ける銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。
- *4:ラウンド(魚全体のまま)は「1」、セミドレス(えら、内蔵除去)は「2」、セミドレスから尾鰭を除いたものは「3」、その他は「4」を記入する。
- *5:「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等による記入でよい。

[備考]

用紙は、日本工業規格A4とする。

沿岸くろまぐる漁業漁獲実績報告書

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

年 月 日

住所
漁業協同組合名
代表者の役職及び氏名

印

下記のとおり、届出者ごとの瀬戸内海でのくろまぐる漁獲実績を報告します。

記

漁業者の氏名 又は名称	本人証明書	住 所	届 出 日	使用船舶名	漁船登録 番号	船舶総トン 数	漁業の方法 曳き縄・ほえ 縄・釣り・その 他	年	月	水揚げ市場(又 は漁協)*1	漁業の方法	操業海域 *2	漁獲量						
													鮮魚		養殖用種苗				
													4kg未満*3 総重量(kg)	4kg以上*3 水揚状態 *4	尾数	1尾当たり の平均魚体 重(kg)*5			

(注)
 *1: 「養殖用種苗」にあっては、漁獲後、最初に活入れ、又は蕃養した漁場を管轄している漁協名を記入する。
 *2: S(瀬戸内海)と記入すること。
 *3: 4kg上・下を仕分けする銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。
 *4: ラウンド(魚全体のまま)は「1」、セミドレス(えら、内臓除去)は「2」、セミドレスから尾鱮を除いたものは「3」、その他は「4」を記入する。
 *5: 「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等に記入でよい。
 〔備考〕
 1 同一届出者で水揚げ市場(又は漁協)、漁業の方法、操業海域が複数にまたがる場合は、行を替えて記入する。
 2 本人証明書は1ヶ所とする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 原 一郎

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「瀬戸内海」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める瀬戸内海
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
 - ホ 法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に規定する届出漁業
 - ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

2 操業の承認

- (1) 平成二十六年四月一日から平成二十六年十二月三十一日の間に瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十六年三月十日までに申請し、あらかじめ瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書（以下「申請書」という。）に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添えて行うものとする。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。
- (3) 第一号の承認の申請は、申請者の住所の所在する都道府県ごとに、委員会事務局（以下、「事務局」という。）である瀬戸内海漁業調整事務所に提出して行うものとする。

3 承認証の交付

- (1) 委員会は、2の第一号の承認をしたときは、申請者に別記様式第二号による承認証を交付する。次号及び第四号の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) 前号に基づく変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、申請人が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、2の第一号の承認を受けた者（第二号の規定により変更の承認を受けた者を含む。以下「旧承認者」という。）から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) 2の第二号の規定は、前号の承認の申請について準用する。この場合において、申請者は、旧承認者が現に所持している承認証及び別記様式第四号による廃業届を添えて行うものとする。
- (6) 第二号又は第四号による申請は、事務局に提出して行うものとする。

4 漁獲実績報告書

2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を平成二十七年一月三十一日までに事務局に提出しなければならない。

5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第六十八条第四項で準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年十二月一日から平成二十七年一月三十一日までとする。

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第一号の二に記載の者〇〇名が、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

様式第一号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

平成 年 月 日

確認者：職・氏名

㊟

様式第一号の二

承認番号	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	申請者住所	使用する船舶			漁業の方法 曳き縄・はえ縄 釣り・その他	操業 海域	操業予定時期	主な水揚げ市場 (又は漁協)	申請者証明印	備考
			船名	漁船登録 番号	船舶総ト ン数						

[備考]

- 1 漁業の方法は、該当するものを記入すること。なお、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入すること。
- 2 操業海域は、S(瀬戸内海)と記入すること。
- 3 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁 船 登録番号	
承認期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
平成 年 月 日	
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 ㊟	

備考：用紙は、日本工業規格A6とする。

沿岸くろまぐろ漁業変更承認申請書

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

年 月 日付けで提出した、沿岸くろまぐろ漁業承認申請書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

記

1 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後

2 漁船原簿の登録確認

漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

確認者：職・氏名 ㊟

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第四号

廃業届

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ⑩

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第五号

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第五号の二に記載の者〇〇名の、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業における漁獲実績を次のとおり報告します。

様式第五号の二

平成 年 月分実績

漁業協同組合 支所

承認番号	漁業者の氏名 (または名称)	本人 証明印	使用船舶名	漁船登 録番号	船舶総 トン数	漁業の方法 曳き縄、はえ縄 釣り、その他	操業海域 *1	水揚げ 市場 *2	漁獲量										備考				
									鮮魚(kg)*3			30kg以上			養殖用種苗								
									4kg 未満		4kg以上30kg未満	RD	GG	SD	RD	GG	SD	尾数		1尾当たりの 平均魚体重 (kg)*4			
									RD	GG	SD	その他	RD	GG	SD	その他							
																	RD	GG		SD	その他		

(注)

- * 1: S(瀬戸内海)と記入すること。
 - * 2: 水揚げ市場が不明な場合、取扱い漁協名を記入すること。また、「養殖用種苗」にあつては、漁獲後、最初に活け入れ、又は蕃養した漁場を管轄している漁協名を記入すること。
 - * 3: 鮮魚出荷分の漁獲実績は、1尾あたりの魚体重が4kg未満、4kg以上30kg未満、30kg以上の3区分に分けて記入すること。
4kg上・下を仕分けする銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。4kg以上の銘柄区分については次のとおり。
RD:(ワカト)魚全体(えら、内臓付)、GG:(シージ-)えらと内臓を除去したもの、SD:(セントレス)えら、内臓と尾鰭を除去したもの、その他:以上の3区分に該当しないもの
 - * 4: 「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等に基づく記入でよい。
- 〔備考〕
- 1 月毎に別葉で作成し提出すること。なお、漁協を経由せずに報告する場合は、一葉で提出することも可。ただし、その場合も毎月実績を整理し、備考欄に何月分かを記入すること。
 - 2 漁業の方法、水揚げ市場については、その月に該当する主なものを記入すること。

承認証再交付申請書

平成 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。